

はじめて学ぶ障害年金

第2回 公的年金制度としての 障害年金制度の種類

障害者の生活と権利を守る
全国連絡協議会事務局長

白沢 仁

障害年金制度は、現行のすべての国民を対象とする国民年金保険制度・厚生年金保険制度にもとづく「年金受け取りの仕組み」の一つであって、まったく別の制度ではありません。

連載第2弾は、公的年金制度の概観と障害年金制度の種類について紹介します。

●公的年金制度の変遷と 「基礎年金制度」の誕生

日本の公的年金制度において最も早くに整備されたのは、天皇制のもとで働く（奉仕）官僚・公務員に対する恩恵としての「共済年金制度」といわれています。現行の「厚生年金保険制度」は、いまから75年前、戦時体制で国家予算・軍事費を効率的に徴収するという目的を兼ねて創設された「労働者年金保険制度」（1942年）に始まり、その後、「厚生年金保険制度」（1944年）に改組、戦後の1954年の改正で基本的な仕組みが確立されました。

公務員・サラリーマンの年金制度が整備される一方で、自営業者等に対する制度は1961年の「国民年金保険制度」の創設を待たなければなりませんでした。時は高度経済成長期、家族のあり方も大きく変化するなかで、自営業者等の老後の所得保障確立に対する機運が高まつての制度実現でした。このことによって、「国民皆年金」体制が確立されたと強調されました。

「国民皆年金」とはいえ、サラリーマンの妻（夫）や学生は任意加入（強制加入ではない）で、そのことによる無年金問題が生じるなど、さまざまな制度不備が指摘され、なによりも高度経済成長後の長期的な経済不況によって、失業者・無業者等の低所得者の保険料滞納問題（払いたくても払えない）が深刻化。年金財政基盤の安定化を口実とした度重なる保険料の引き上げがさらなる

滞納問題をつくり出すといった悪循環が「国民年金保険制度」を破綻寸前の危機的な状況に追い込みました。

こうした問題の解決のために、1985年の年金法改正によって「基礎年金制度」が創設されました。この制度は、「国民年金保険制度」と「厚生年金保険制度」の一元化によって誕生したもので、その後2015年には「厚生年金保険制度」と「共済年金制度」も一元化されました。

●「基礎年金制度」の概観

あらためて公的年金制度の種類を整理すると、①国民年金保険制度（日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人）、②厚生年金保険制度（厚生年金保険の適用を受ける会社に勤務するすべての人）、③共済年金制度（公務員・私立学校教職員など）の3つの制度となります。

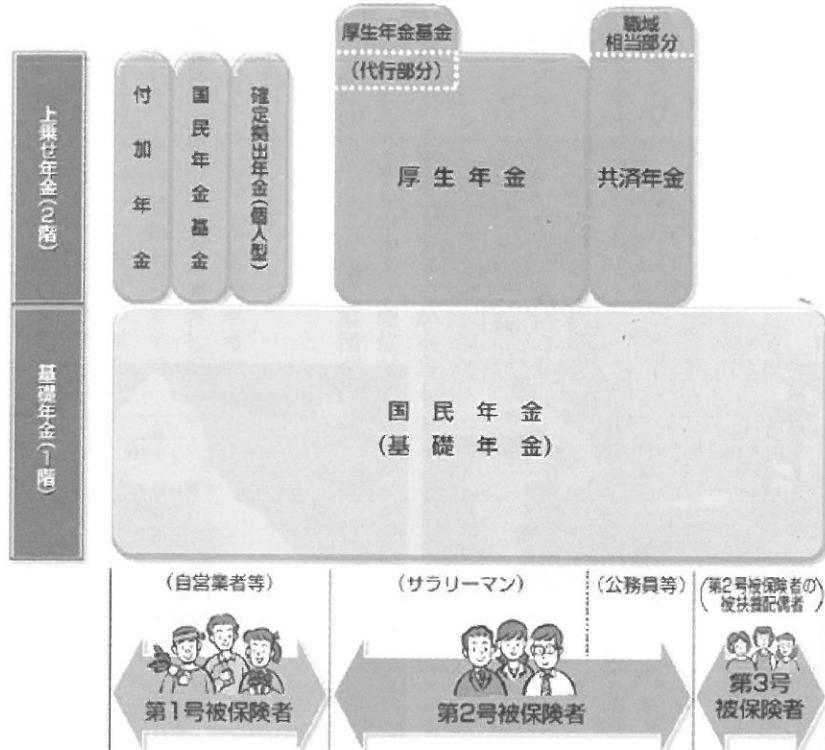
図は、「基礎年金制度」の仕組みを表しています。1階部分の国民年金が基礎年金といわれるものです。基礎年金である国民年金には、「第1号被保険者」「第2号被保険者」「第3号被保険者」の3種類あります。

「第1号被保険者」は、上記①の人たちで自営業者、学生、フリーター、無職の人などが対象です（2015年3月末現在1742万人）。

「第2号被保険者」は、上記②の人たちで、厚生年金保険制度を通じて国民年金に加入し、給付としての基礎年金受給に加え、2階部分の厚生年金を受給することになります。また上記③の共済年金の人たちも厚生年金保険と同様で、1階部分の基礎年金と2階部分の共済年金を受給することになります。

ただし、先にふれた通り、「厚生年金保険制度」と「共済年金制度」の一元化に伴い、原則として2015年10月以降に受給権が発生する場合は厚生年金、2015年9月30日

年金制度の体系図



以前に受給権が発生していた場合は共済年金になります（同4039万人）。

「第3号被保険者」は、第2号被保険者の配偶者で20歳以上60歳未満の人たちです。ただし、アルバイト・パート等による年間収入が130万円以上で健康保険の扶養になれない人は第1号被保険者の扱いになります（同932万人）。

●障害年金の種類と支給要件

公的年金制度の加入中に、病気やケガによって心身に障害を負った場合、障害基礎年金・障害厚生年金が受給できます。それぞれの障害年金には、「支給要件」があり、この要件を満たすことが受給条件になります。

障害基礎年金は、①国民年金（基礎年金）加入中に、障害の原因となった病気やケガで医師の診療を受けた日（初診日）があること。ただし、20歳前や60歳以上65歳未満（年金未加入期間）で日本国内に住んでいる間に初診日がある場合も含みます。

②一定の障害の状態にあること（「障害認定基準」は次号以降で！）。

③初診日のある月の前々月までの加入期間に3分の2以上の保険料納付又は免除されていること。また初診日が65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料未納がないこと。ただし、20歳前の未加入期間に初診日がある場合は保険料納付は問われません。

障害厚生年金も障害基礎年金同様に、厚生年金保険制度の加入中の初診日、一定の障害状態、そして保険料納付要件を満たしていれば支給対象となります。

●次回以降、きびしい「支給要件」について もっと詳細に！

繰り返される年金「改正」によって複雑でわかりづらい制度になっていますが、大筋の経過と仕組みをまとめました。

障害年金の「支給要件」については、その概要説明にとどめましたが、保険料納付要件のない20歳前は受給しやすいということでは決してありません。生まれながらの知的障害で「一定の障害の状態」にあっても、働いていることで無年金というケースもうまれています。

次回以降、「障害認定基準」など、きびしい「支給要件」について紹介していきます。